チームで一つの仕事を やり遂げる

今後は、デジタル分野の知識習得に加え、 海外とのさらなる連携強化が必要になる







デジタル市場企画調査室 法制班 下段中央に座っているのが稲葉僚太 室長です。

デジタル市場企画調査室が行う二つの柱

近年では、IT企業により多数のイノベーションが創出され、 多大な便益が提供される一方で、巨大IT企業による競争上の 懸念も生じており、公正取引委員会を始めとした各国の競争 当局には、デジタル分野での公正かつ自由な競争を確保し、 イノベーションの火を絶やさない貢献が求められています。 こうした中で、令和に入り新設されたデジタル市場企画調査室は、 デジタル分野における公正かつ自由な競争の促進を図るべく、 デジタル分野に関する競争政策の企画・立案を一手に担ってい ます。

一つめの柱としては、デジタル分野における市場の実態を 把握し、競争政策上の論点を明らかにする実態調査があります。 デジタル広告、クラウドサービス、ニュース配信、動画配信サー ビスとその対象市場は多岐にわたり、独占禁止法に違反する おそれのある行為を未然に防止する観点からの注意喚起や、 新たな制度の整備に向けた提言等を行っています。令和5年 2月に公表した「モバイルOS等に関する実態調査報告書」では、 モバイルOSやアプリストアの市場は十分な競争圧力が働かず、 寡占市場となっていると指摘しました。直近では、令和6年 10月に生成AIに関するディスカッションペーパーを公表し、 情報・意見を募集して、変化が速く成長著しい生成AI関連市場の 実態を把握すべく調査を行っています。

二つめの柱としては、このような実態調査の結果等を踏まえ、

更なる対応が必要だと判断した場合の新法制定も視野に入れた 政策立案が挙げられます。「モバイルOS等に関する実態調査 報告書」において、競争を活発化させるための対応等が必要で あるとの提言を行った後、更なる競争評価を実施し、少数の 有力な事業者による寡占市場における競争制限的な行為の 解決には、独禁法を補完する新たな規制が必要であるとの政策 を示し、令和6年通常国会にスマホソフトウェア競争促進法案 を提出し、成立しました。現在は、令和7年末頃を予定している 同法の全面施行に向けた準備を進めており、施行後は政策立案 に加えて同法の執行についても担うこととなります。

新しい法律を作り上げるために

スマホソフトウェア競争促進法は、公正取引委員会にとって、 単独法案としては約60年ぶりの新法であり、一から法案を 作り上げる作業は困難の連続で、例えば、「アプリストア」や 「ブラウザ」といったデジタル分野に多いカタカナ用語を法令 用語としてどう表現するか、更には効果的に競争を回復し、 新規参入やアプリの開発等を通じた新たなサービスの提供等を 促進するにはどういった規定にすべきか、粘り強く何度も内閣 法制局の審査に臨みました。また、手続規定に関しても、排除 措置命令や課徴金納付命令といった強力な行政処分を規定する ことから、独禁法と同様の重厚な規定を置く必要があり、独禁 法の規定の必要性を一から紐解いていく作業は、まさに第2の







デジタル市場企画調査室 総括班 左から4番目の方は、ダニエル フランシスさん (ニューヨーク大学法学部 Assistant Professor (元FTC競争局次長)) です。

独禁法の立法を行っているようでした。

法律の成立後も、法律の委任を受けた政令や公正取引委員会規則の立案や、公正取引委員会の執行方針を示すガイドラインの検討などの施行準備を進めており、気の抜けない日々が続いています。

巨大IT企業に対抗するには、 海外の競争当局との連携が不可欠

海外のデジタル分野に対する規律としては、欧州委員会のDMA (Digital Market Act)や英国のDMCCA (Digital Markets, Competition and Consumers Act)などがあり、グローバルにビジネスを展開する巨大IT企業に対抗するためには、各国の競争当局との連携が不可欠です。加えて、G7競争サミットでは「デジタル市場における競争の促進」が発足当初から主要議題として取り上げられ、令和6年には「生成AI」を中心とした議論がなされるなど、世界的な注目を受けています。こうした最先端の議論に参加し、デジタル分野の競争環境を確保する取組に携わる機会は貴重であり、競争政策のパイオニアとしての役割を実感できる、充実した日々を送っています。

常に最新の知識習得が必要

国際的な連携強化の観点から、当室では海外当局とのミーティングを定期的に行っており、令和7年1月には海外当局や有識者、巨大IT企業の幹部を東京に招いた国際フォーラムを開催し、デジタル分野の事前規制に関する議論の深化と各国の連携強化を図りました。

また、デジタル分野の的確な実態調査やスマホソフトウェア競争法の迅速かつ実効的な運用のためには、デジタル分野の高度かつ最新の知識が必要となります。当室では、公取委職員を対象にデジタル市場に関する勉強会を開催し、知識のアップデートを図っているほか、専門スキルのある民間人材をデジタルアナリスト(非常勤の国家公務員)として採用し、彼らとも協働しながら、巨大IT企業と対峙していっています。

当室が日々向き合っているのは、公正取引委員会の業務の中で最もダイナミックに進歩し続ける分野であり、今後も、時代に合ったより良い競争政策を追求していきます。









デジタル市場企画調査室 実態調査班 下段中央に座っているのが久保田卓哉 企画官です。



海外で活躍する職員と業務紹介

From アメリカ合衆国/国際派遣

外交の街:ワシントンDCで世界各国の人々と交流し、 貴重な経験を積む

高橋 理人 Takahashi Masato

在アメリカ合衆国日本国大使館 [平成22年4月入局]

WASHINGTON NATO 11111

司法省及び連邦取引委員会の動向や情報を発信する

現在、私は、在米国日本国大使館で勤務しています。米国は世界で最初に競争法を制定した国であり、司法省及び連邦取引委員会という二つの 連邦政府機関並びに各州の司法省がそれぞれ競争法を執行しています。2021年に始まったバイデン政権以降、その執行は特に活発になったと 言われていますが、そのような中、司法省及び連邦取引委員会においては、日々、様々な事件や合併審査を取り扱うとともにガイドラインの制定・ 改正も積極的に行われており、その動向・情報を収集・発信するなどの業務を行っています。そのためには、2025年1月から始まったトランプ 政権下での反トラスト当局(独占禁止法遵守の監視機関)との人脈構築が求められるところです。

また、現在の強固な日米関係の下、例えば、2024年4月の岸田前総理の国竇待遇での米国訪問など、政府高官の往来も活発になっており、 訪問国での我が国代表団の円滑な任務遂行のサポートも大使館員として重要な業務です。

ワシントンDCは、異文化交流も盛ん

在米国日本国大使館があるワシントンDCの街を一言で表すと「外交の街」という表現が最適です。各国大使館の外交官、国際機関のスタッフ、 多国籍企業の代理人を行う弁護士などバックグラウンドは様々ですが、総じて、異文化交流に寛容・積極的であると感じます。そのため、競争 法関係等のレセプションで偶然知り合った人であっても、その後、時にはランチを一緒にしたり、時には競争法の議論を行ったりと人の輪が日々 拡がっていくことは魅力的です。

また、2025年1月からトランプ政権が始まりましたが、政権交代による政策変更の動きは競争政策にも及ぶ ことが見込まれ、新たな競争当局の体制の下、今後、4年間でどのような政策・執行が行われるのかという点も 興味が尽きません。

対面の交流で信頼関係を醸成する

ワシントンDCは世界一の経済規模を誇る米国の首都ですが、ホワイトハウスから車で15分程度郊外に走れば、 広大な森が広がる自然豊かな場所であり、精神的な豊かさを感じることができます。また、現代社会ではインター ネットやWeb会議システムを使えば容易に世界中の情報が得られ、簡単に世界中の人と交流できますが、 信頼関係の醸成に関しては対面に変えることはできず、その関係により得られる情報も少なからずあると 思います。在外公館で働くことで、このようなことを肌で感じることができるのは貴重な機会だと感じます。





地方機関職員による業務紹介

From 近畿中国四国/経済取引指導官

不明点を気軽に聞きやすい環境で 経済取引指導官としてのやりがいを感じる

奥居 孝士 Okui Takashi

近畿中国四国事務所 経済取引指導官 [平成14年10月入局]

近畿中国四国事務所の経済取引指導官の業務について

私は、経済係の業務全般のマネジメントのほか、経済取引指導官として、企業の株式取得や事業譲渡、合併などの企業結合に関する計画の届出を受理し、競争の制限にならないかの審査や、近畿事務所管内の自治体・企業や事業者団体から今後の実施行為が独占禁止法に違反しないかの相談対応、また、国や地方公共団体等の職員に対して官製談合防止法の啓発を目的とした説明会などを行っています。本局では、経済取引局総務課、調整課、企業結合課、取引部の一部の業務に該当すると思います。

企業結合の審査や企業等からの独占禁止法に関する相談対応については、前例のないものや時代に応じた考え方を検討しなければならない場合もあり、本局の担当課に確認しながら、日々の業務を行っています。

近畿中国四国事務所の雰囲気は

地方事務所の多くの部署では、本局と異なり、相談対応の業務と調査業務を同じ部署の職員が行っており、両面の業務を同時に経験できます。初めは分からないことだらけですが、心配はいりません。近畿事務所は、周囲の職員との距離が近く、聞きやすい雰囲気があります。また、若手にも責任のある業務を任されるため、日々の業務を通じて成長できる実感があります。案件が立て込むと残業もありますが、最近はテレワークの導入も進み、仕事のオンとオフが切り替えやすくなりました。たまに職場の仲間とバーベキューなどのイベントを一緒にすることもありますが、強制ではないので、私は参加したいときにだけ参加しています(笑)。基本的には一人を好むので、休暇は趣味の釣りやサウナでリフレッシュしています。







From 東北/総務課



なんでも屋の店主のように 幅広い業務を経験できる

八巻 憲司 Yamaki Kenji

東北事務所 総務課総務係長 [平成20年4月入局]



東北事務所総務課の業務について

東北事務所総務課は、所内の各種調整のほか、本局との窓口となって事務所の意見などを伝える総括業務を始め、庶務業務(必要物品の発注、勤怠 管理等)、広報・広聴業務(学生に対する出前授業や各地域の有識者からの意見聴取と本局への報告、一般消費者や事業者の方からの相談対応等)、企業 結合業務(株式所有や合併等に関する届出の受理等)など、多種多様な幅広い業務を行っています。そのため、総務課は事務所の「なんでも屋さん」と 言っても過言ではないかもしれません。

幅広い業務を行う上で、事務所独自ではなくオール公取としての判断や行動を求められる部分が多々ありますので、常日頃から各業務の方針や処理の 方向性について本局の関係課室と調整・確認を行いながら、日々、業務に取り組んでいます。

東北事務所の雰囲気は

東北事務所は東北6県を管轄する割には職員数が約20名と多くはなく、全ての課が一つのフロアにまとまっています。そのため、相談対応や法律の 解釈で困ったことがあると、すぐに助け合えるような環境にあります。

また、各課の人数が限られていますので、出前授業や実地調査等の出張が重なってしまったときなどは、課の垣根を越えて協力するなど、事務所一丸 となって対応しています。そのため、東北事務所では一つの課の仕事だけではなく、様々な課の業務を経験することができます。

最近では有志による所内イベントも再開しており、観光地である松島へ行って、蒸し牡蠣を食べる牡蠣小屋ツアーを始め、日本酒を嗜む会、ビアガーデン、 所内旅行、野球観戦など、様々なイベントを行い、充実した日々を過ごしています。

From 中国/取引課



事件のきっかけが、 地方支所から始まることもある

能地 裕之 Nochi Hiroyuki

中国支所 取引課係長 [平成20年4月入局]



中国支所取引課の業務について

中国支所取引課では、消費者庁から委任を受け、過大景品や不当表示を規制する景品表示法に関する情報受付や調査業務があります。不当表示の 事件は命令時に大きく報道されることも多いですが、事件のきっかけは、地方事務所で受け付けた「この表示はおかしいのではないか?」という消費者 からの情報提供の場合もあります。最終的な判断は消費者庁が行いますが、適切な判断が行われるためにも受付の段階で必要な内容を聞き漏らさない ようにすることが大切です。そのほか、本局の担当部署とも連携をして、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する相談対応やフリーランス・事業者間 取引適正化等法に関する業務もあり、私は主にフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務を担当しています。フリーランス・事業者間取引 適正化等法は令和6年11月から施行された新しい法律ですので、法律を共管する経済産業局や労働局とも協力しながら、普及啓発に取り組んでいます。

中国支所の雰囲気は

地方事務所・支所では、仕事と自分の生活との距離が近いと感じています。例えば、景品表示法の事件でみても、中国支所で最近取り扱ったものは、 地域の学習塾や電力会社の料金表示の事件など、生活に身近なものが多いです。担当している仕事がどのように自分の生活に役立っているのかよく分かり、 やりがいも感じやすいと思います。

また、地方事務所・支所では、単純に自宅から職場への距離という意味でも、本局と比べて距離が近い人が多いのではないでしょうか。私も自宅から 職場へは自転車で通える距離ですので、フレックスタイム制度も利用して子どもを登園させてから、自転車で快適に通勤しています。地方事務所・支所は、 ワークライフバランスの面からも働きやすい環境にあると思います。

1 総務課

所内の調整業務を担当するとともに、独占禁止法・競争政策の普及・啓発のための広報を担当 しており、公正取引委員会全体の施策や地方事務所・支所の活動についてPRに努めています。 また、地方事務所・支所内の会計、物品調達・管理、研修、福利厚生の業務を担当しています。 なお、経済取引指導官が設置されていない地方事務所・支所においては、経済取引指導官の 業務も担当しています。



From 四国/下請課



これからの将来も下請事業者の 利益を保護するために、 人材を育てる

土居 敬司 Doi Takashi

四国支所 下請課長 [平成14年4月入局]



四国支所下請課の業務について

私は、四国支所下請課で下請課長として、課のマネジメントに加え、悪質な下請法違反事件の調査業務と違反行為の未然防止の広報活動の業務を担当 しています。また、何事にも積極的に挑戦する人材を育てるべく、部下職員にも多くの業務経験を積ませることを心がけています。

一般的に、下請事業者から違反行為の情報が寄せられることは少ないため、日頃から情報収集を行い、下請法違反行為の探知に努めています。また、 これまで商慣習とされていた行為でも下請事業者に不利益が生じているおそれがあれば、下請法の適用の可否を検討し、下請法違反があれば改善を 要請し、下請事業者の不利益の解消に取り組んでいます。四国地区における下請法違反行為のうち悪質な案件、新規性のある案件などについては、本局の 下請取引調査室と密に連絡を取り、情報を共有しながら慎重に調査を進めています。

四国支所の雰囲気は

四国支所は、非常勤職員も含め20名程度の小所帯ですが、以前と比べると20代から30代前半の若手職員の割合が増えています。勤務時間中には、 相談の電話対応や業務の処理に関して議論する若手職員の声が事務所内によく響いています。また、勤務時間終了後には若手職員同士で飲み会を開催

私は、お酒を飲むと疲れることに気づいたため、なるべく飲み会には参加しないようにしています。普段はパフォーマンスを維持できるよう規則 正しい生活に努め、起床後、10km程度のランニングで「整えて」から出勤しています。早朝の澄んだ空気の中、ランニングすると仕事のアイデアが浮かん でくることがあります。

From 北海道/取引課



本局との協力関係を築き、 一つの課で三つの法律を扱う

館石 晃大 Tateishi Akihiro

北海道事務所 取引課係長 [平成23年4月入局]



北海道事務所取引課の業務について

北海道事務所取引課では、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務、独占禁止法における優越的地位の濫用に関する相談対応や講師派遣 などの普及啓発活動、消費者庁から委任を受け、景品表示法違反事件の調査業務を行っています。

私は現在、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反事件に関する情報提供の受付や、違反が疑われる事業者に対する調査、事業者からの相談対応、 事業者団体等への講師派遣も担当し、フリーランス・事業者間取引適正化等法の「何でも屋さん」をしています。

業務上、詳細な検討を行う場合などは、本局の関係課室に相談することになります。本局の多くの課室では、あらかじめ地方事務所向けの窓口担当者が いるため、やり取りはスムーズに行えます。一つの課で三つの法律を扱うのは、一見とても大変そうですが、本局との協力関係をガッチリ築くことが できているので、滞りなく業務を進めることができます。

北海道事務所の雰囲気は

WLB(ワークライフバランス)が確立され、どの課でもテレワークやフレックスタイム制度の活用が当然のように行われています。年次休暇も取得し やすい環境が整備されています。私自身、子どもが産まれたときには、当時の上司や同僚の理解を得られ、1年間の育児休業を取得しましたし、現在も 保育園の送迎のために、フレックスタイム制度を活用しながら業務を行っています。

北海道事務所には、大所帯の部署はなく、各部署に若手職員からベテラン職員までバランスよく人員が配置されています。若手職員は積極的に意見 提案をしていますし、中堅・ベテランの職員はそうした意見提案を快く受け止めながら、各人で責任のある仕事を担当しています。

経済取引指導官

合併や株式所有などの企業結合についての届出等に基づいて、 企業結合によって競争が制限されることとならないかなど、個別に 審査し、競争が制限されることとなる場合には、合併内容の変更等の 措置を講じさせています。また、中小企業等協同組合の届出の受理、 業界団体の独占禁止法に関する相談の業務も担当しています。

3 取引課

不公正な取引方法に係る調査業務等を行っています。 また、フリーランス・事業者間取引適正化等法の調査業務等 を行っています。このほか、消費者庁との協力の下、景品 表示法違反事件の調査業務等も担当しています。

From 九州/審査課



課内だけではなく、 他課、他の地方事務所や 本局とも協力

高西 大輝 Takanishi Daiki

九州事務所 第三審杳課審杳専門官 [平成30年4月入局]



九州事務所第三審査課の業務について

九州事務所第三審査課では、独占禁止法違反被疑行為の調査を担当しています。具体的には、事業者の行為が独占禁止法違反かを確認するために、 関係者への立入検査や事情聴取、関係者に対して他者との取引に関連するデータの報告命令等を行っています。立入検査の準備や収集した証拠の精査等、 地道な業務も多いですが、調査を行う上では重要な業務です。私も立入検査や事情聴取を担当し、初めて作成した供述調書に署名をもらったときは 達成感を感じました。どの業務も大変でやることはたくさんありますが、第三審査課は職員が数名のため、皆で協力しながら、時には第一審査課や第二 審査課等とも協力して調査を行っています。また、立入検査のような大人数が必要な業務では、本局や他の地方事務所から協力してもらうなど、全国の 公正取引委員会職員とも連携しながら調査を行っています。

九州事務所の雰囲気は

九州事務所では、約30人で幅広い業務を担っているため、若手職員の頃から様々な業務を経験することができます。そのため、やりがいはあるものの、 苦労することも多いです。それでも、九州事務所には忙しくても相談を聞いてくれる優しい先輩がいるので何とかなります。様々な経験を積んだ先輩 方によると、辛い仕事もいつかは終わるし、同じような仕事を繰り返すうちに大したことはなかったと、思い出話にできるくらい強くなっていくそう なので安心して公正取引委員会を志望してください。

プライベートでは、いろんな趣味を楽しんでいる人が多いです。共通の趣味を持つ職員同士で、キャンプをしたり、登山をしたりと和気あいあいと 遊んだりもしています。

From 中部/審査課



寄せられる情報が事件に 繋がることもあり、 緊張感を忘れずに業務を担当

奥田 華奈子 Okuda Kanako

中部事務所 第一審査課 [令和3年4月入局]



中部事務所第一審査課の業務について

中部事務所は愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、石川県、富山県の6県を管轄しています。第一審査課では、一般の方や事業者の方から日々寄せられる 情報を受け付け、法律の考え方を説明したり、また、そうした情報が独占禁止法上問題となり得るかを検討し、調査をしたりする、言わば、法執行に関わる 仕事をしています。独占禁止法違反事件処理の流れにあわせれば、職権探知や一般の方からの申告受付業務になります。

私自身も、調査依頼の受付と事業者に対する調査業務を行っており、違反の疑いがある事業者から話を聞くこともあります。受付をした情報が一つの 事件に繋がることもあるため、緊張感を忘れずに業務に携わっています。

また、情報の処理や調査の方針に当たっては、本局の審査局に所属している担当部署と連携しながら進めています。

中部事務所の雰囲気は

本局では二つ以上の部署で担当している業務を、事務所ではぎゅっとまとめて一つの課が担当していることがあります。また、限られた人数で業務を 遂行する必要があるため、若手のうちから様々な業務を経験できることは地方事務所ならではの魅力ではないでしょうか。実際に私は、総務課に所属 していた入局1、2年目から、独占禁止法教室の講師を始め、独占禁止法に関する相談対応やヒアリングを何度か担当させてもらいました。もちろん、 私一人では未熟な点も多いので、上司や同僚にサポートしていただきながら、経験を積んでいます。

中部事務所は、40人ほどの職員が所属しています。事務所内は、人との壁がなく良い意味で砕けた雰囲気があるので、課の異なる上司や同僚にも 気軽に相談ができます。

4 下請課

下請法違反を調査し、違反者に対しては勧告等により 下請法違反行為をやめさせるとともに、減額した代金を 支払わせるなどの措置を採っています。地方事務所・支所に おいても、書面調査により、積極的に下請法違反の発見に 努めています。

5 審査課·第一~四審査課

独占禁止法違反についての申告の受付・独占禁止法違反の発見の ための調査や独占禁止法違反被疑事件の審査をしています。地方 事務所・支所の審査課においては、管轄区域内の独占禁止法違反被疑 事件を担当しますが、広い地域にわたって違反が行われているような 場合には、本局や他の地方事務所・支所と協力して審査を行います。



丹羽 入局当初は、職場になじめるかとても不安でしたが、すぐに打ち解けられるように皆さんが気にかけてくださったことが嬉しかったです。業務



では、総括係として他課室との調整や室内の取りまとめなどを行っていますが、初めは電話が掛かってきても、緊張して相手の声があまり理解できず、スムーズに担当者に繋げられないこともありました。今思えば基本的なことですが、先輩から「初めはみんなそうだったから気にせず次頑張ろう!」と声を掛けていただき、少しずつ慣れることができました。

山崎 私が7月に今の部署に異動になり、 丹羽さんと一緒に働くようになりましたが、 実は業務の関係で丹羽さんを官庁訪問時から 知っていたので、感慨深い思いもあり、それ をきっかけに声掛けしたように思います。 たしか、入局当初の感想や、同期や先輩との 関わりなどを聞いた気がします。

丹羽 仕事に慣れてきた頃、本格的に育成主任者制度が始まり、山﨑さんとの面談で「責任をもって発言する」という目標を設定しましたが、担当業務について聞かれた際に、自信をもって言い切ることができませんでした。山﨑さんからは「しっかり仕事ができていると思うから、自分が担当する業務は責任をもって発言しよう。間違ったときは、その時に訂正したらいいよ。」とアドバイスをいただきました。この目標は、業務を進める上で、私が一番心掛けていることです。

山崎 そうでしたね。でも、丹羽さんは初めから事務処理能力が高いなと思っていました。 私の新人の頃を思い出すと、恐怖心や不安の 根本は「知らないこと」だったと気づいたので、 新人の方々に必要なことはとにかく「知る こと」だと考え、私の役目は、10数年の経験 を踏まえて少しでも不安を軽くして仕事に 取り組みやすくしてあげることだと考えま した。具体的には、組織内の一般的なルール や各部署の業務分担、仕事の仕方なども一緒 に伝え、組織内のことをよく知ってもらう ように努めたことです。

丹羽 ご指導いただいたことで、電話対応はもちろんですが(笑)、私が一番成長したと思う点は、担当業務を自主的に進められるようになったことです。始めは、先輩に教えてもらいながらの業務でしたが、今では、月単位でスケジュールを組み立て、間に合わないと思ったときは、上司や他課室の担当者と連絡を取りながら日程を再調整するなど、調整業務やスケジュール管理の基礎が身に付いてきたと思います。

一方で、ちょっとした質問があったときに、フラットに聞ける同期は大切な存在で、お昼ご飯を食べながら情報交換をしたり、仕事で失敗したことがあっても、飲み会などでお互い励まし合いながら乗り越えています。

山崎 失敗自体は誰にでもあることですが、仮に業務で失敗したとしても、その後の対処が大事ということは伝えたと思います。いかにリカバリーを



早くできるか、そのための報告・相談が早ければ早いほどよいので、その点は重要です。

丹羽 これからは、新しいことに挑戦させて もらえる機会が沢山あると思います。ときには 失敗もありますが、失敗後の対処については



肝に銘じておきます。そばで見守り、助言をしてくれる上司や先輩は心強く、情報管理室の若手から中堅、ベテランまで、自分の強みを持って活躍している一人一人が、自分にとってのロールモデルです。これからも多くの経験を積んで、専門性や自分の強みを作っていきたいと思います。

山崎 私自身も丹羽さんを指導したことで、過去の失敗や印象的な仕事から学んだことを、後輩・部下にどう伝えたらよいかという視点を振り返ることができました。自分にとっての上司や先輩の方々も、部下との接し方を普段の姿勢で見せてくれていると思います。例えば、部下にトラブルがあった際にすぐに声掛けをしたり、よい仕事をしたときは、しっかり褒めるなど、意識せずに自然にできる必要があると気付かされました。

丹羽さんには、どんな業務も積極的に経験してほしいと思います。いろいろなところに顔を出して、いろんな人と仕事をして、自分を覚えてもらうと同時に一緒に働く人を覚えていくことは、必ず自分の財産になります。そうして得た財産をもって、いつの日か丹羽さんが後輩を指導する日が来ることを楽しみにしたいです。